

医療費でお困りの方はご相談ください

「お金がないから」と
医療をあきらめている方、
1日でも早く
野田診療所に来てください。
いっしょに治療を始めましょう。



福島医療生活協同組合
野田診療所では

野田診療所 福島医療生協 06-6461-6770 野田診療所
06-6461-6822 福島医療生協

無料・低額診療事業 を実施しています

無料・低額診療とは

生活困難な方に無料または低額な料金を医療を利用していただく制度です。制度利用にあたっては、必要書類を提出していただき、基準を満たしていれば適用が決まります。

すべての人に

医療を受ける権利があります

この事業は「社会福祉法」に基づく事業です。憲法25条が「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めているように、医療を受けることはすべての人に保障された権利です。

このような場合にはご相談ください

- ・保険証がない、短期保険証や資格証明書が発行されて困っている
- ・リストラ・失業などで、医療費を支払うことが困難になってきた
- ・病気や障害などで収入がなく困っている
- ・年金収入だけでは医療費の支払いが難しい
- ・ホームレスの方
- ・子供が就学援助金を受けている世帯
- ・近所や知り合いに受診できずに困っている人がいる
- ・高齢者施設の利用に困っている方 など…

※無料・低額になるのは、実施医療機関でのお支払い分です。薬局でのお支払いは、対象外となります。